

# 公益社団法人 日本薬学会細則(抜粋)

## 第1章 会 員

(会費)

第1条 定款に定める会費は下記のとおりであり、毎年1月末日までに翌年度会費を所定の方式に従い、前納しなければならない。

なお、正会員にして大学（および、それに準ずる学校）学部4年次までに在学する個人は学生ジュニア会員、学部5年次以上あるいは大学院に在学する個人は学生会員とする。

正会員

一般会員	年額	9,500円
シニア会員	年額	6,000円
終身会員	満58歳から満63歳での納入	70,000円
	満64歳以上での納入	40,000円
学生会員	年額	6,000円
学生ジュニア会員	年額	1,000円
賛助会員	年額	90,000円（1口）以上
海外会員	年額	3,000円
中高生会員	年額	1,000円